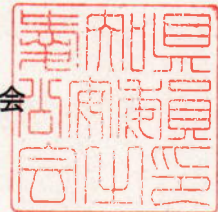


放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 7 月 22 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012604220010060
541012606100010050
541022606105505710
541032606111000070
541042606110020070
541052606030060060
541052606050080060
541052606055456810
541052606055456830
541052606100070100
541162605080120010
541162605260080230
541162605280030120
541162606010190030
541162606030280020
541162606035020020
541162606050200110
541162606050220020
541162606050260120
541162606055241480
541162606100010020
541162606100160370
541162606100200120
541162606120020060
541162606120040040

弁明通知書番号
541162606130060040
541162606170020020
541162606170080010
541172606090020150
541212604055392630
541212606070030050
541222606065493120
541232606071010070
541232606071010150
541412606055402480
541412606055402490
541412606110010070
541422606040020030
541422606040020080
541422606130020140
541432605050030030
541432606050010110
542522606100020010
542522606120020070
542542606020020030
542542606090030010
542542606180010070
542612605045255140
542632603285411960
542652605315440090

[illegible][illegible]

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。
なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。